

令和2年度 第1回牧区地域協議会 次第

日時：令和2年5月15日（金）

午後6時～

会場：牧区総合事務所301会議室

1 開 会

2 牧区総合事務所長あいさつ

3 自己紹介（担当職員、各委員）

4 協議事項

(1)地域協議会に係る制度等について・・・・・・・・・・・・・・・・別冊ファイル

(2)会長及び副会長の選任

(3)地域協議会の運営について・・・・・・・・資料No.1～資料No.5

(4)令和2年度地域活動支援事業について・・・・・・・・資料No.6～資料No.11

5 その他（連絡事項）

6 閉 会

地域協議会の運営について（協議事項一覧）

審議事項 (※は根拠例規)	これまでの状況	審議結果
① 会議の招集請求に必要な委員数 ※上越市地域自治区の設置に関する条例（以下、「設置条例」という。） 第8条第1項第2号	3人	___人
② 会議録の確認者 ※上越市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則第5条第2項	会長、副会長を除外した、名簿順による輪番1名	
③ 会議の座席順	会長、副会長を除外した、名簿順	
④ 自主的審議事項の提出方法	「自主的審議事項提出票」を事務局に提出する。	「自主的審議事項提出票」を事務局に提出する。
⑤ 地域協議会だよりの編集方法	■編集委員 ・3人（4班体制）	■編集委員 ・
	■発行回数・時期 ・年3回（6月、12月、3月）	■発行回数・時期 ・
	■編集方法など ・編集会議を開催する。	■編集方法など ・
⑥ 会議の開催日時	■日程 ・火曜日	■日程 ・
	■開始時刻 ・午後6時30分	■開始時刻 ・
	■会場 ・牧区総合事務所	■会場 ・

審議事項 (※は根拠例規)		これまでの状況	審議結果
⑦	諮問案件における 書面審議		<p>■実施の条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 委員の生命の危険又は健康を害する恐れがあり、委員を招集できない場合又は招集することが適当でない場合。 前項の場合により、当該案件について、委員を招集し、審議するいとまがない場合。 前2項に類するとして、会長が認める場合。 <p>■実施の判断</p> <ul style="list-style-type: none"> 正副会長の協議により決定 <p>■表決</p> <ul style="list-style-type: none"> 委員の半数以上の意思表示をもって、議決があったものとみなす。 前項において、可否同数のときは、正副会長の協議により決する。 <p>■附帯意見</p> <ul style="list-style-type: none"> 正副会長の協議により決する。
⑧	傍聴人の受入れ 人数	8人	___人

<参考：関連例規>

○上越市地域自治区の設置に関する条例（抄）
(会議)

第8条 会議は、次に掲げる場合に会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長が選任されていない場合で市長が必要と認めるときは、市長が招集し、市長が指名する者が議長となる。

(1) 会長が必要と認める場合

(2) それぞれの地域協議会が定める数以上の委員から請求があった場合

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、それぞれの地域協議会が定める。

○上越市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則（抄）
(会議録)

第5条 略

2 前項に規定する会議録の内容は、審議会等が指定した者の確認を得るものとする。

牧区地域協議会委員名簿

令和2年4月28日付

敬称略

No.	氏名	住所	たより編集班	備考
1	飯田 秀治	牧区岩神1183番地	1	
2	池田 幸弘	牧区高谷1947	1	
3	井上 光廣	牧区荒井855	1	
4	小黒 誠	牧区原960	2	
5	折笠 忠一	牧区神谷913	2	
6	坂井 雅子	牧区小川994	2	
7	佐藤 祐子	牧区棚広2631-1	3	
8	清水 薫	牧区宮口1012	3	
9	高澤 富士雄	牧区大月253-1	3	
10	難波 一仁	牧区上牧353	4	
11	西山 新平	牧区山口464	4	
12	横尾 哲郎	牧区泉582	4	

牧区地域協議会だより

令和元年12月1日発行(第47号) 発行: 牧区地域協議会

牧区地域協議会の活動状況

■ 4月27日(土)

○ 第1回牧区地域協議会

- ・平成31年度地域活動支援事業のヒアリング

■ 5月14日(火)

○ 第2回牧区地域協議会

- ・令和元年度地域活動支援事業の決定について

■ 6月15日(土)

○ 牧区地域協議会だより第46号発行

■ 6月26日(水) ～ 7月5日(金)

○ 地区懇談会参加

■ 6月29日(土)

○ 4区(中郷区、板倉区、清里区、牧区)地域協議会委員合同研修会

■ 7月9日(火)

○ 第3回牧区地域協議会

- ・令和元年度地域活動支援事業について

■ 8月27日(火)

○ 第4回牧区地域協議会

- ・令和元年度牧区地域協議会委員視察研修について

■ 10月8日(火)

○ 市議会との意見交換会(上越市役所 木田庁舎5階第2委員会室)

丸山会長出席

■ 10月29日(火)

○ 視察研修

- ・陸上自衛隊高田駐屯地
- ・直江津LNG基地

■ 11月6日(水)

○ 地域協議会会長会議(直江津学びの交流館) 丸山会長出席

- ・令和2年度地域協議会委員改選について

■ 11月19日(火)

○ 第5回牧区地域協議会

- ・令和2年度地域協議会だよりの配布方法について
- ・活動報告会の開催について

4区地域協議会委員合同研修会報告

難波 一仁

去る6月29日、昨年に引き続き4区(中郷区、板倉区、清里区、牧区)地域協議会委員合同研修会が開催されました。当日は、総勢49名の参加のもと、糸魚川市(旧、能生町)上南地区地域づくり協議会の伊藤会長様より「資源と人材を活かした地域づくり」のテーマでご講演をいただきました。上南地区は、スキー場や温泉地などの観光資源に恵まれた地域であることや、I・Uターンの定住

者等の技術・知識・能力を得ながら、【無いものはつくり、あるものを活かす・無理なく、楽しく】をモットーに、資源・伝統を継承しながら活動し、各方面に情報発信をしているとお話を伺いました。地域に「無いもの・あるもの」リストを作成し、地域で可能なことを協議のうえ実践されていることとでした。

特に、あるものリストにあった【人情・郷土愛・元気な高齢者】については、牧区においても重要な項目と感じました。

後半は、4区地域協議会委員の交流会で、各区が抱える課題について話し合いを行いました。過疎地域・少子高齢化・限界集落・豪雪地帯・農業後継者問題・空き家対策など共通の課題が多く、今後も4区において解決策や対応策を協議していく事が必要と感じました。

最後に、上南地区と牧区を単純に比較・真似する事はできませんが、牧区において



(裏面につづく)

も多くの個人・団体がそれぞれ活動をされており、さらなる【人情・郷土愛・元氣な高齢者】の活用と、今ある資源・人材の発掘、交流人口の増加を望めるような行動が必要かと感じた研修会でした。

視察研修報告



渡辺 喜一

今年度の牧区地域協議会の視察研修は、10月29日に、委員11名、事務局3名が参加し、陸上自衛隊高田駐屯地と直江津LNG基地で実施されました。

高田駐屯地では、広報担当官から映像を使って、駐屯地の歴史（明治後半の旧陸軍入城く駐屯地設置に至るまで）や現在の状況等を説明して頂きました。大規模災害地への派遣では、隊の装備・技術・能力を生かして、「自衛隊にしか出来ない事」、「自衛隊だから出来る事」により活動しているというお話は印象的でした。

その後、マイクロバスで駐屯地内を巡回し、建物や車両の説明を受けた後、郷土記念館を案



内して頂きました。館内には、戦時中の遺品や駐屯地の歴史を示す多くの物品が展示されており、大変興味深く見学させて頂きました。

次に、国際石油開発帝石株式会社が所有する直江津LNG基地を視察しました。敷地内にあるインペックスミュージアムでは、ジオラマとプロジェクトンマッピングによる映像にて、天然ガスの発掘から使用されるまでの工程を学びました。



続いて、コーディネーターの方々から基地及び幹線パイプラインの概要を説明して頂きました。基地には、主に海外から輸送された液化天然ガス（LNG）を貯蔵するための「INPEX」と標記された巨大タンクが2基あり、1基あたりの大さは直径約83メートル、高さ約54メートル、容量は18万キロリットルと、ボーイング機が3機格納できるほどの大きさです。ここで貯蔵しているLNGは、海水の熱を利用して温めて気化させた後、液化石油ガスを加えて熱量調整を行うことで製品ガスとなり、総延長一五〇〇キロメートルに及ぶパイプラインを通して、一都八県の都市ガス事業者等の需要家へ供給されているとのことでした。海外から運ばれてくるLNGがどのように利用されているかなど、今まで知らなかった事を理解することができ、大変勉強になりました。

今回の視察研修では、市内にある2施設に伺いましたが、いずれも初めて見たり聞いたりすることが多く、各施設の業務や事業の一端を知ることができ、大変有意義な研修となりました。

編集後記

今年も残すところ一ヶ月となり、無事に一年が過ぎた事に感謝しつつ振り返ってみると、九月から十月にかけて関東地方を中心に甚大な被害をもたらした台風15号と19号は、まだ記憶に新しいところであり、牧区では、10月12日夜から13日未明にかけて大雨を降らせた台風19号により、人的被害は無かったものの、至る所で農地や農道が崩落し、建物や農業用施設にも被害が発生しました。もし、牧区全域に「避難指示」が発令された場合、その後の生活は一変することでしょう。つくづく自然の猛威は恐ろしいと考えさせられた出来事でした。

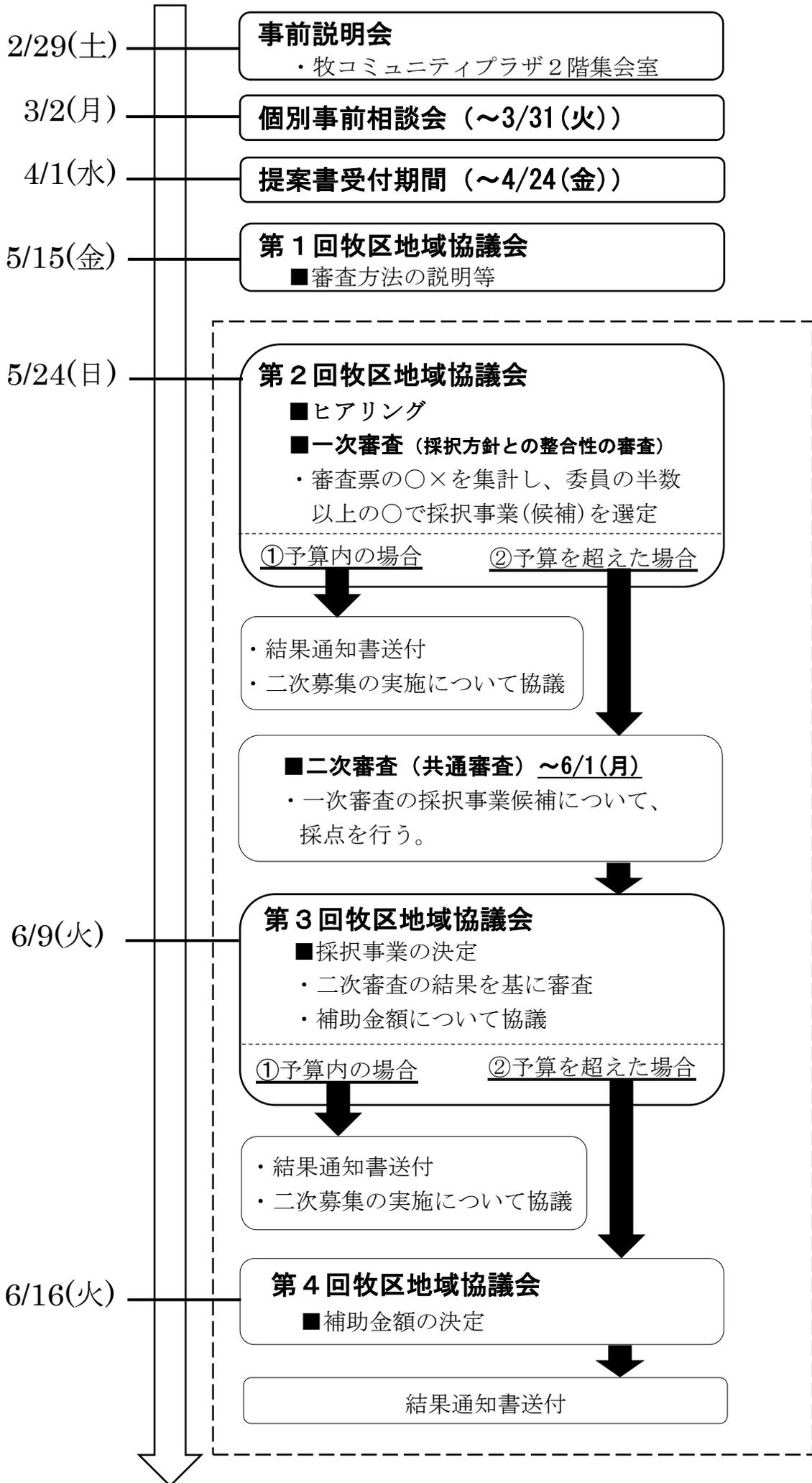
『備えあれば憂いなし』の諺通り、今後もやってくるであろう自然の猛威に対し、事前予防を全域で徹底的に見直す事こそが大事であると考えているところです。

編集委員 前山 美智弘



令和元年度 牧区地域協議会年間スケジュール

日 時	内 容
4月 1日 (月) ～	提案書受付開始
4月 19日 (金)	提案書受付終了 (受付時間: 17時 15分まで)
4月 27日 (土) 8時 30分～	・聞き取り調査(ヒアリング)及び基本審査 (○×) ・基本審査通過案件に対する自宅採点 (～5/8) (第1回地域協議会)
5月 8日 (水)	自宅採点表提出
5月 14日 (火) 18時 30分～	地域協議会としての採択決定及び事務所長への報告 (第2回地域協議会)
5月 17日 (金) 午後	採択案件提案団体へ決定通知の発送
6月 25日 (火) 18時 30分～	定例会 ○第1回地区懇談会への同行 (中旬から下旬予定) ○地域協議会だより発行 ○4区合同研修会 (6月 29日 (土))
7月 23日 (火) 18時 30分～	定例会
8月 27日 (火) 18時 30分～	定例会
9月 24日 (火) 18時 30分～	定例会
10月 15日 (火) 18時 30分～	定例会 ○視察研修 (下旬予定)
11月 26日 (火) 18時 30分～	定例会 ○地域協議会だより発行
12月 24日 (火) 18時 30分～	定例会 ○地域活動フォーラムへの参加
1月 21日 (火) 18時 30分～	定例会
2月 25日 (火) 18時 30分～	定例会
3月 24日 (火) 18時 30分～	定例会 ○地域協議会だより発行 ○地域活動支援事業事前説明会



令和2年度上越市地域活動支援事業【提案事業一覧】

(単位:千円)

事業番号	団体等の名称	代表者氏名	事業の名称	事業費	補助金希望額
1	牧区防災士会	折笠 昭	自主防災活動支援事業	420	420
2	屋号を残す会	小林 哲夫	屋号を活かし、地域を活性化させる事業	266	246
3	NPO法人 牧振興会	梨本 正昭	地域づくり活性化事業	624	578
4	川上地区協議会	金井 薫	川上 山里の風事業	977	900
5	レストハウス「けやき」 周辺整備の会	和久井 勝	沖見地区観光拠点づくり事業	261	260
6	牧区地区協議会連絡会議	宮内 昭	地域の活性化促進事業	994	993
7	牧文化協会	井上 博	「おら村の花嫁行列」再現事業	334	333
8	泉町内会	折笠 弘志	泉 棚田ほたる事業	879	836
9	上牧町内会	和栗 俊一	上牧番所、塩の道、古代詞の保存と観光地域交流整備事業	410	409
合計				5,165	4,975

令和2年度地域活動支援事業ヒアリング日程表

資料NO8

ヒアリング実施日：令和2年5月24日（日）

【地域協議会委員用】

時間	時間配分	提案書受付番号	団体名	エントリー内容
9:00 ~ 9:15	15	事前打合せ		
9:15 ~ 9:30	15	1	牧区防災士会	自主防災活動支援事業
9:30 ~ 9:35	5		提案事業審査(第1回審査票記入)	
9:35 ~ 9:50	15	2	屋号を残す会	屋号を活かし、地域を活性化させる事業
9:50 ~ 9:55	5		提案事業審査(第1回審査票記入)	
9:55 ~ 10:10	15	3	NPO法人牧振興会	地域づくり活性化事業
10:10 ~ 10:15	5		提案事業審査(第1回審査票記入)	
10:15 ~ 10:30	15	4	川上地区協議会	川上 山里の風事業
10:30 ~ 10:35	5		提案事業審査(第1回審査票記入)	
10:35 ~ 10:50	15	5	レストハウス「けやき」 周辺整備の会	沖見地区観光拠点づくり事業
10:50 ~ 10:55	5		提案事業審査(第1回審査票記入)	
10:55 ~ 11:05	10	休憩		
11:05 ~ 11:20	15	6	牧区地区協議会連絡会議	地域の活性化促進事業
11:20 ~ 11:25	5		提案事業審査(第1回審査票記入)	
11:25 ~ 11:40	15	7	牧文化協会	「おら村の花嫁行列」再現事業
11:40 ~ 11:45	5		提案事業審査(第1回審査票記入)	
11:45 ~ 12:00	15	8	泉町内会	泉 棚田ほたる事業
12:00 ~ 12:05	5		提案事業審査(第1回審査票記入)	
12:05 ~ 12:20	15	9	上牧町内会	上牧番所、塩の道、古代詞の保存と観光地域交流事業
12:20 ~ 12:25	5		提案事業審査(第1回審査票記入)	
12:25 ~ 12:40	15	まとめ(集計)		
12:40 ~ 13:00	20	片付け・解散		

【 第2回 審査票 】 令和2年度

事業名

共通審査項目 【採点】 点数に○を記入

4(12)点:優れている ・ 3(9)点:やや優れている ・ 2(6)点:普通 ・ 1(3)点:やや劣っている ・ 0点:劣っている

①公益性	・ 提案事業の成果が広く地域に還元されるものであり、補助金を充てて購入した物品や修繕した施設等が、長く地域で活用される見込みがあるか。	4・3・2・1・0	/12
	・ 全市的な方向性と合致しているか。	4・3・2・1・0	
	・ 提案者以外の市民や団体等に不利益を与えるものではないか。	4・3・2・1・0	
②必要性	・ 地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか。	4・3・2・1・0	/16
	・ 地域の実情や住民要望に対応したものか。	4・3・2・1・0	
	・ 緊急性の高い提案事業であるか。	4・3・2・1・0	
	・ ほかの方法で代替できないものであるか。また、補助金を充てる経費が、提案事業を実施する上で不可欠なものであり、その規模も必要な限度となっているか。	4・3・2・1・0	
③実現性	・ 目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか。	4・3・2・1・0	/12
	・ 関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。	4・3・2・1・0	
	・ 資金調達の規模や時期に無理はないか。	4・3・2・1・0	
④参加性	・ 提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。	12・9・6・3・0	/12
⑤発展性	・ 新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。	4・3・2・1・0	/12
	・ 事業の終了後における自立性や発展性は期待できるか。	4・3・2・1・0	
	・ 提案団体に、信頼性や将来性はあるか。	4・3・2・1・0	
※意見等			合計
			/64

審査員番号

私たちの地域をもっとよくなる 「まちづくり活動」の提案を募集します!!

- ★ 市では身近な地域自治を推進するため、地域活動支援事業を実施しています。
- ★ 地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の皆さんが自発的・主体的に行う地域活動に対して支援を行います。
- ★ また、この地域活動支援事業は、補助金の使い道を市民の皆さんに考えていただき、活動することを通して、市民の皆さんが自治や地域づくりを考えていただく機会でもあります。

各地域自治区の地域協議会では、この趣旨を踏まえて、地域の課題や地域の目指すべき姿を議論していく中で、それぞれの想いを採択の方針や事業の審査に反映することとしています。

- ★ 私たちの地域を、もっと住みよく、もっと元気にするために、この事業を活用し、まちづくり活動に取り組んでみませんか。

- ★ 令和2年度に実施する事業の提案を、以下のとおり募集します。奮ってご応募ください。



■ 募集期間

令和2年4月1日(水)8:30から

4月24日(金)17:15まで(厳守)

■ 実施方法

～事業の内容～

- ・ 団体等が主体的に取り組む活動に対し、市が補助金を交付します。

～事業を提案できる方～

- ・ 5人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体（政治や宗教活動を目的とする法人等及び営利法人を除く。）

「身近な地域での課題の解決や活力の向上」のために行う事業であれば、種類や分野は問わず対象となります。

※ただし、次のような事業は対象とはなりません。

- ・ 物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした、活動を伴わない事業
- ・ 政治活動・宗教活動を目的とする事業
- ・ 公序良俗に反する事業
- ・ 国・県・市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
- ・ 市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業（事業計画の策定や推進のための会議など）
- ・ 行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

■ 支援内容

- ・ 事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助します。

《ポイント!》

- ・ 事業に要する経費のうち、次に掲げる経費は補助の対象外となります。
 - ① 応募や実績報告などに要する事務的な経費（提出資料のコピー代や郵送代等）
 - ② 応募団体等の運営（人件費、事務所の家賃等）に要する経費
 - ③ 応募団体の人が飲食を行う経費（弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とします。）
 - ④ 会議の時のお茶代・菓子代
 - ⑤ 金券（商品券、サービス券等）などの発行に係る経費（個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられるため、対象外とします。）
 - ⑥ その他対象とすることが適当でないと市長が認めた経費
- ・ 令和3年3月31日までに事業を完了（経費の支払いを含む。）するとともに、牧区総合事務所に実績報告書を提出してください。

■ 補助金額

《 牧区の予算（配分額） 》

500万円

《ポイント!》

- ・ 補助金の額は1,000円単位（1,000円未満の端数は切り捨て）とします。また、提案された事業の審査の結果、不採択となり補助金の交付が行われない場合や、補助金希望額どおりとならない場合があります。

■ 応募方法

- ・ 所定の事業提案書に必要事項を記入し、説明資料（団体の規約、見積書、図面など）と合わせ、牧区総合事務所へ持参してください。

《ポイント!》

- ・ 申請する場合は、「地域活動支援事業に関するQ&A」を必ずお読みいただき、詳細についてご確認ください。
- ・ 補助金の交付決定前であっても、事業提案書の提出日以降に着手する事業であれば対象とします。ただし、審査の結果、事業が不採択となる場合や補助金希望額どおりとならない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 市有地・市の施設を利用する事業を提案するときは、牧区総合事務所へ事前にご相談ください。
- ・ 自己所有以外の土地等を利用する事業を提案するときは、土地所有者等と事前の相談を行ってください。（採択後は、所有者の承諾書を提出していただく必要があります）
- ・ 応募に必要な事業提案書等の様式及び地域活動支援事業に関するQ&Aは、牧区総合事務所で配布します。また、市のホームページから様式の電子データをダウンロードすることができます。

■ 提案事業の審査と決定

- ・ 牧区地域協議会が審査を行い、採択等を決定します。
- ・ 審査方法は、書類審査のほか、聞き取り調査（ヒアリング）を行います。
※日時については、提案者に別途通知します。
- ・ 審査は、次の視点を踏まえて行います。

1 牧区の採択方針

牧区に定住する人材の育成又は確保につながり、地域住民が自主的、主体的に取り組む事業を対象とする。

（適用例）

- ・ 社会教育の推進や伝統文化の保存継承に寄与する事業
- ・ 雇用の促進に寄与する事業
- ・ 産業振興に寄与する事業
- ・ 健康増進に寄与する事業
- ・ 少子高齢化対策に寄与する事業
- ・ 環境保全に寄与する事業
- ・ 安全・安心活動に寄与する事業
- ・ 生活環境の維持・向上に寄与する事業
- ・ 観光資源の活用や交流拡大に寄与する事業
- ・ その他上記に属さないが、地域の活性化に寄与する事業

2 補助率及び補助限度額

- (1) 補助金額の上限は、1事業100万円とし、補助率は原則100%とする。
- (2) 補助金額の合計が牧区の配分額を上回った場合は、協議により決定する。

3 提案事業の審査と決定

- (1) 牧区地域協議会委員によるヒアリングを基に、牧区の採択方針との整合性の審査や共通審査を行い、その後の会議（審査会）において採択事業等を決定する。
- (2) 提案の状況によっては、複数の事業を提案した団体からの採択は1事業とする場合がある。
- (3) 継続事業においては、これまでの懸案事項や問題点を解決するための新しい工夫が追加されていること。工夫が見られないとみなされた場合、不採択あるいは補助額が減額となる場合がある。
- (4) 調査、研修及び計画づくり事業においては、次年度以降に本事業が実行されることが確実に見込まれること。

【基本審査・共通審査】

- ・ 基本審査は、提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認するものです。また、共通審査は、次の審査項目と視点により審査を行うものです。

《共通審査の項目と視点》

審査項目	審査の視点
① 公益性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。 ・ 補助金を充てて購入した物品や修繕した施設等が、長く地域で活用される見込みがあるか。 ・ 全市的な方向性と合致しているか。 ・ 提案者以外の市民や団体等に不利益を与えるものではないか。
② 必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか。 ・ 地域の実情や住民要望に対応したものか。 ・ 緊急性の高い提案事業であるか。 ・ ほかに方法で代替できないものであるか。 ・ 補助金を充てる経費が、提案事業を実施する上で不可欠なものであり、その規模も必要な限度となっているか。

③実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか。 ・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。 ・資金調達の規模や時期に無理はないか。
④参加性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。
⑤発展性	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。 ・事業の終了後における自立性や発展性は期待できるか。 ・提案団体に、信頼性や将来性はあるか。

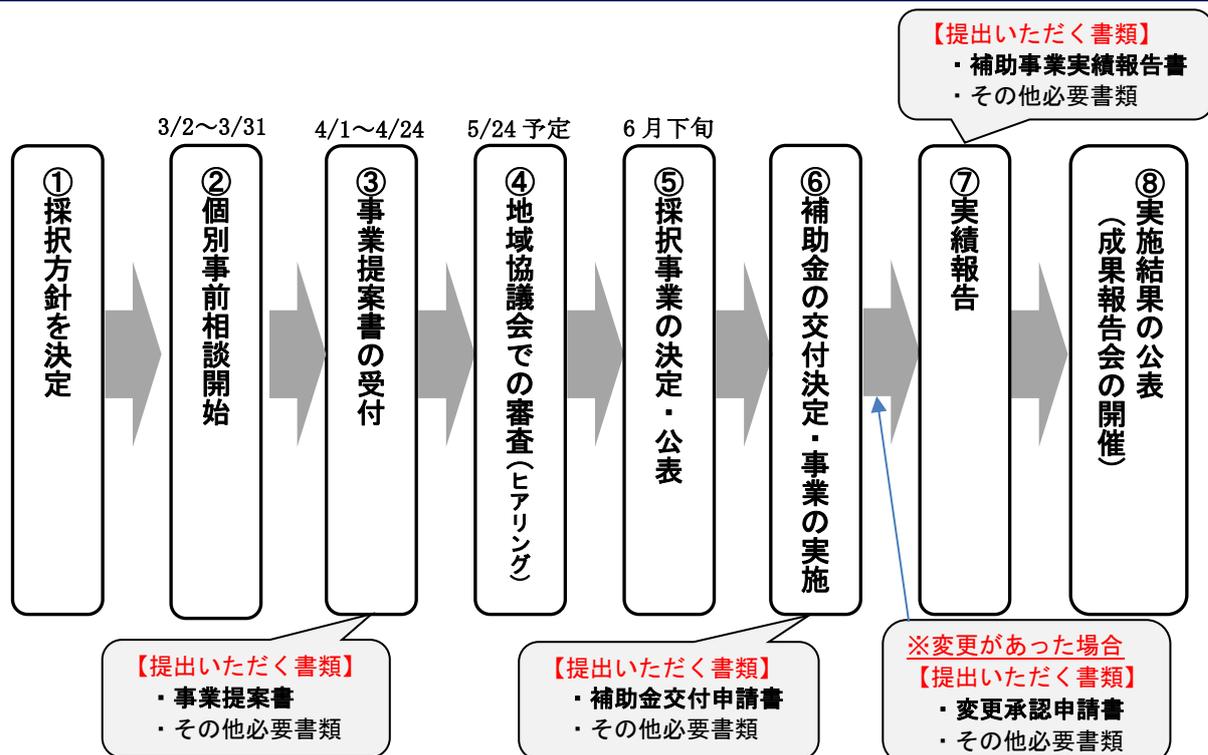
《ポイント!》

- ・地域協議会の審査では、「基本審査」、「牧区の採択方針との整合性の審査」及び「共通審査」の結果を踏まえ、総合的に判断が行われます。審査に当たっての基本的な考え方は、牧区総合事務所にご確認ください。

■ 事業の紹介・公表

- ・提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介します。
- ・また、実施した事業について、事例集の作成や成果発表会での公表を予定していますので、応募される場合は、あらかじめご了承ください。

■ フロー図（事業実施の流れ）



■ 応募をお考えの方は、まずは牧区総合事務所にお気軽にご相談ください!!

牧区総合事務所（総務・地域振興グループ）

住 所：牧区柳島 522 番地
 電 話：025-533-5141（内線145、147）
 F A X：025-533-5135
 メール：maki-soumu.g@city.joetsu.lg.jp

※応募・事業提案に係るご相談については、事前にご連絡をお願いいたします。



上 越 市

自治・市民環境部 自治・地域振興課（☎ 025-526-5111 内線 1584）

上越市地域活動支援事業実施要綱

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 地域活動支援事業の募集等（第5条—第8条）

第3章 補助金の交付（第9条—第17条）

第4章 雑則（第18条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、身近な地域における課題の解決を図り、及びそれぞれの地域の活力を向上するため、市民の発意により実施する上越市地域活動支援事業（以下「地域活動支援事業」という。）の実施及び地域活動支援事業を実施する団体等に対し予算の範囲内で交付する補助金の交付に関し、上越市補助金交付規則（昭和46年上越市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 団体等 5人以上の構成員で組織され、市の区域内で活動する法人及び団体（政治活動、宗教活動又は営利を目的とする法人又は団体を除く。）をいう。
- (2) 提案者 地域活動支援事業に係る提案を行う団体等をいう。
- (3) 地域活動支援事業費補助金 この要綱に基づき交付する補助金をいう。

（対象事業）

第3条 地域活動支援事業の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、公益性を有する事業のうち市の歳出予算を通じて実施する事業で、かつ、第1条の趣旨に即したものである。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、対象事業としない。

- (1) 政治活動又は宗教活動を目的とする事業
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反すると認められる事業
- (3) 市が市の全域において実施する金銭又は物品の給付又は貸付けその他のサービスの提供に係る事業
- (4) 市の管理している施設の整備又は修繕に係る事業
- (5) 国若しくは県の補助金又は市の地域活動支援事業費補助金以外の補助金の交付を受け

ることを予定する事業

(6) 市が実施すべきと認められる施設の建設及び開発に関する事業の計画の策定等当該事業の実施の推進を目的とする事業

(地域活動支援事業の実施方法)

第4条 地域活動支援事業は、対象事業に対し市が地域活動支援事業費補助金を交付する事業として実施する。

第2章 地域活動支援事業の募集等

(配分額の提示)

第5条 市長は、地域活動支援事業として採択する事業（以下「採択事業」という。）の募集に当たり、あらかじめそれぞれの地域自治区における地域活動支援事業の配分額を提示するものとする。

(採択の方針等の決定)

第6条 市長は、それぞれの地域自治区の意見を踏まえ、当該地域自治区における採択事業の採択の方針、条件等（以下「採択の方針等」という。）を決定するものとする。

2 市長は、採択の方針等を決定したときは、速やかに公表するものとする。

(採択事業の提案等)

第7条 提案者は、採択事業を提案しようとするときは、市長が別に定める期間内に、市長に対し上越市地域活動支援事業提案書（第1号様式）を提出しなければならない。

2 提案者は、前項の提案書を市長に提出した日以後に提案者が提案する採択事業に着手することができる。ただし、着手した事業が次条第1項の規定による内定を得なかったとき、又は第12条第4項の規定により交付決定された補助金の額が申請額を下回り、若しくは同項の規定により申請を却下されたときは、提案者は、当該採択事業の実施に当たり不足する費用を負担しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により採択事業の提案を受けたときは、当該提案の概要を公表するものとする。

(採択事業の内定等)

第8条 市長は、前条第1項の規定により採択事業の提案を受けたときは、それぞれの地域自治区の意見を踏まえ、採択事業を内定するものとする。

2 市長は、前項の規定により採択事業を内定したときは、上越市地域活動支援事業の提案に関する結果通知書（第2号様式）により、速やかに内定の内容を提案者に通知するとともに、採択事業の概要を公表するものとする。

第3章 補助金の交付

(補助事業者)

第9条 地域活動支援事業費補助金の交付を受けることができる団体等（以下「補助事業者」という。）は、提案者のうち前条第1項の規定により採択の内定を得た事業（以下「補助対象事業」という。）を実施する団体等とする。

(補助対象経費)

第10条 地域活動支援事業費補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に必要な経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、地域活動支援事業費補助金の交付の対象としない。

- (1) 採択事業の提案及び説明、地域活動支援事業費補助金の交付の申請、補助対象事業の実績の報告並びに地域活動支援事業費補助金の請求に要する経費
- (2) 補助事業者の運営に要する人件費、事務所経費その他の経費
- (3) 補助事業者の構成員及び補助対象事業の実施に要する交渉その他会議の出席者の飲食に係る経費（補助対象事業の参加者に供するお茶、ジュース及び菓子に係る経費を除く。）
- (4) 金券及び商品券の発行に係る経費
- (5) その他市長が補助対象経費にふさわしくないと認める経費

(補助金の額の上限)

第11条 地域活動支援事業費補助金の額は、補助対象経費の額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を上限とする。

(補助金の交付申請等)

第12条 規則第2条の規定による地域活動支援事業費補助金の交付申請は、地域活動支援事業に係る予算の議決後、市長が別に定める期間内に行わなければならない。

2 規則第2条第1号の収支予算書及び同条第2号の事業計画書は、上越市地域活動支援事業提案書（第1号様式）の写しとする。

3 規則第2条第3号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 規約、会則又は定款の写し
- (2) 補助対象事業に係る資金計画書
- (3) 補助対象事業に係る見積書の写し
- (4) 位置図その他の工事図面（補助対象事業に工事が含まれる場合に限る。）の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

4 市長は、前3項の規定による申請書等の提出があったときは、これを審査し、地域活動

支援事業費補助金の交付の可否を決定したときは、上越市地域活動支援事業費補助金交付
決定
通知書（第3号様式）により通知するものとする。
却下

（補助金の交付条件）

第13条 規則第4条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象事業に係る経理を他の経理と明確に区分して行うこと。
- (2) 地域活動支援事業費補助金に係る経理を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を補助対象事業の完了する日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日まで保管すること。
- (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しないことが見込まれるとき、又は補助対象事業の実施が困難となったことが見込まれるときは、直ちに市長に報告を行うこと。
- (4) 地域活動支援事業費補助金により取得し、又は効用の増加した施設、設備等は、補助対象事業の完了後も善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用又は運営を図ること。
- (5) 地域活動支援事業費補助金により取得し、又は効用の増加した施設、設備等で処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている期間又はそれに準ずると認められる期間をいう。）の間にあるものについて、関係書類を整備保管すること。
- (6) 事業の完了により相当の収益が生ずると認められる場合には、地域活動支援事業費補助金の相当額の全部又は一部を市に納付させる場合があること。

（補助対象事業の変更承認等）

第14条 規則第6条第1項の規定による承認を受けようとするときは、補助事業者は、上越市地域活動支援事業費補助金事業変更承認申請書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、承認の可否を決定したときは、上越市地域活動支援事業費補助金事業変更承認
決定
通知書（第5号様式）により通
却下
知するものとする。

（補助対象事業が予定した期間内に完了しないとき等の報告）

第15条 補助事業者は、第13条第3号の規定に該当するときは、上越市地域活動支援事業費補助金事業事故報告書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の実績報告等）

第16条 規則第8条第1項の規定による実績報告は、市長が別に定める期間内に行わなけ

ればならない。

2 規則第8条第1項の必要な書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 補助対象事業の実施内容及び成果を確認することができる書類
- (2) 補助対象事業に係る収支決算書及び収支決算書に記載された資金の移動が確認できる書類

3 規則第9条の規定による確定の通知は、上越市地域活動支援事業費補助金交付確定通知書（第7号様式）により行うものとする。

（補助金の請求等）

第17条 補助事業者は、規則第9条の規定による確定の後でなければ、地域活動支援事業費補助金を請求することができない。ただし、市長が必要と認めるときは、上越市財務規則（昭和46年上越市規則第35号）第87条の規定により概算払を行うものとする。

2 前項ただし書の場合における概算払の額は、交付決定を受けた額を上限とする。

第4章 雑則

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

（実施期日）

1 この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

（平成22年度における地域活動支援事業の特例）

2 平成22年度の地域活動支援事業に係るこの要綱の規定の適用については、第5条中「とする。この場合において、市長は、それぞれの地域自治区における前年度までの地域活動支援事業の未執行額を配分額に加算することができる」とあるのは「とする」とする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

（実施期日）

1 この要綱は、平成23年8月31日から実施する。

（経過措置）

2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第1号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第1号様式に相当する様式として使用することができる。

附 則

（実施期日）

1 この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の上越市地域活動支援事業実施要綱に規定する様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の上越市地域活動支援事業実施要綱に規定する様式の相当する様式として使用することができる。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成25年1月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第1号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第1号様式に相当する様式として使用することができる。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第1号様式及び第2号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第1号様式及び第2号様式に相当する様式として使用することができる。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第1号様式及び第3号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第1号様式及び第3号様式に相当する様式として使用することができる。

附 則

この要綱は、平成27年3月10日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第1号様式及び第2号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第1号様式及び第2号様式に相当する様式として使用することができる。

上越市地域活動支援事業提案書

(宛先) 上越市長

事業の名称		事業		
団体等の名称及び代表者氏名		(名称) (代表者)	団体等の 所在地	
電話番号			FAX番号	
担当者	氏名		電話番号	
	住所		FAX番号	

備考 担当者の欄は、団体等の所在地、電話番号等と異なる連絡先に連絡を受ける必要がある場合に記入してください。

1 団体等の概要

団体等の設立目的	
活動分野 ※該当する活動の全ての□に、レ点を記載してください。	<input type="checkbox"/> 地域自治を担う人材の育成又は確保を図る活動 <input type="checkbox"/> 住民間で支え合って日常生活に関する課題の解決を図る活動 <input type="checkbox"/> 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 <input type="checkbox"/> 社会教育の推進を図る活動 <input type="checkbox"/> まちづくりの推進を図る活動 <input type="checkbox"/> 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 <input type="checkbox"/> 環境の保全を図る活動 <input type="checkbox"/> 地域の安全を図る活動 <input type="checkbox"/> 人権の擁護を図る活動 <input type="checkbox"/> 子どもの健全育成を図る活動 <input type="checkbox"/> 情報化社会の発展を図る活動 <input type="checkbox"/> 経済活動の活性化を図る活動 <input type="checkbox"/> その他 ()
設立年月	年 月 日 設立
構成員数	人 (年 月 日現在)
直近の会計収支決算	・収入額 千円 ・支出額 千円 ・収支差額 千円 (期間: 年 月 日 ~ 年 月 日)
団体等の沿革	

2 事業の概要

(1) 事業の対象自治区、事業主体及び概算事業費

事業の対象地域自治区名	区
事業主体	
事業費等	事業費 千円（補助金希望額 千円）

備考 複数の地域自治区にわたる事業の提案をするときには「事業の対象地域自治区名」の欄に提案を行う地域自治区名を全て記入してください。

(2) 事業の目的及び期待する効果

--

(3) 採択の方針等との整合

--

(4) 事業の内容及び実施方法

--

(5) 事業の実施期間及び実施スケジュール

事業の実施期間	年 月 ～ 年 月
事業の実施 スケジュール	

(6) 次年度以降の活動の見通し

--

(7) 事前協議

事前協議の必要性	<input type="checkbox"/> 必要あり <input type="checkbox"/> 必要なし
事前協議先	

備考

- 1 市有地及び市の施設を利用する事業を提案するときは、事業を行う区域の市の総合事務所又はまちづくりセンターと事前に相談を行ってください。
- 2 自己所有以外の土地を利用する事業を提案するときは、土地所有者等と事前の相談を行ってください。

(8) 事業の収支計画等

ア 収入の部

(単位：円)

費 目	金 額	説 明
地域活動支援事業 費補助金		
合 計		

イ 支出の部

(単位：円)

費 目	金 額	説 明

合 計		

備考 次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 規約、会則又は定款の写し
- (2) 提案を行う事業に係る見積書の写し
- (3) 位置図その他の工事図面（提案を行う事業に工事が含まれる場合に限る。）の写し

（上越市暴力団の排除の推進に関する条例に基づく暴力団の排除のための誓約）

- (1) 暴力団の活動において地域活動支援事業として採択を受けるものではありません。
- (2) 地域活動支援事業としての採択により暴力団に対し利益を供与することはありません。
- (3) (1)又は(2)に反する場合は、この提案を不採択とされ、採択の決定を取り消され、又は交付を受けた補助金を返還することを承諾します。

上記について誓約します。（にレ点を記入してください。）

第 年 月 日 号

様

上越市長 印
()

上越市地域活動支援事業の提案に関する結果通知書

次のとおり、上越市地域活動支援事業実施要綱第8条第2項の規定により 年 月 日付けで提案のあった事業について結果を通知します。

事業の名称	事業
結果の内容	<input type="checkbox"/> 事業を採択します。 (採択の条件) <input type="checkbox"/> 事業を採択しません。 (採択しない理由)
その他特記事項	

第3号様式（第12条関係）

第 年 月 日 号

様

上越市長 印
()

上越市地域活動支援事業費補助金交付 決定 通知書
却下

年 月 日付けで申請のあった地域活動支援事業費補助金の交付について、
と お り 決 定
次の 理由により申請を却下 したので通知します。

決定	事業の名称	事業
	交付決定額	円
	交付時期 及び金額	
	交付条件	(1) この補助金の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付け補助金交付申請書に記載のとおりとする。 (2) この補助金は、目的以外の経費に使用してはならない。 (3) 上越市地域活動支援事業実施要綱第13条の規定を遵守すること。 (4) 上越市補助金交付規則その他法令等の規定を遵守すること。
却下	理由	

第4号様式（第14条関係）

上越市地域活動支援事業費補助金事業変更承認申請書

年 月 日

（宛先）上越市長

（申請者）

所在地

名称

代表者氏名

㊟

次のとおり事業に係る変更の承認を申請します。

事業の名称	事業
変更の内容	
変更の理由	

備考 変更の内容又は理由について補足する必要があるときは、説明を補足する書類を添付して提出すること。

第5号様式（第14条関係）

第 号
年 月 日

様

上越市長 印
()

決定
上越市地域活動支援事業費補助金事業変更承認 通知書
却下

年 月 日付で申請のあった地域活動支援事業費補助金事業の変更について、次のとおり承認したもので通知します。
理由により申請を却下

事業の名称	事業
決定の内容	<p><input type="checkbox"/> 次のとおり変更を承認します。 (承認内容)</p> <p>(補助金交付額)</p> <ul style="list-style-type: none">・既決定額・増減額・変更決定額 <p><input type="checkbox"/> 次のとおり変更の承認申請を却下します。 (理由)</p>

第6号様式（第15条関係）

上越市地域活動支援事業費補助金事業事故報告書

年 月 日

（宛先）上越市長

（報告者）

所在地

名称

代表者氏名

印

次のとおり事故報告を行います。

1 事業の名称

2 事故報告の理由

- 補助対象事業が予定の期間内に完了しない。
- 補助対象事業の実施が困難である。

3 補助対象事業の遂行状況

第 年 月 日 号

様

上越市長 印
()

上越市地域活動支援事業費補助金交付確定通知書

年 月 日付けで報告のあった上越市地域活動支援事業費補助金について、次のとおり確定しましたので通知します。

事業の名称	事業
確定の内容	1 補助金交付確定額 円 (交付決定額 円) 2 補助金交付確定額が交付決定額と異なる場合の理由